

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名張市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

三重県 名張市長

公表日

令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①各種検(健)診の実施及び結果の管理 ②健康教育・健康相談の実施 ③訪問指導の実施 ④PHR(パーソナルヘルスレコード)の活用
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
検診管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項 別表第一の76の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の102の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 健康・子育て支援室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 福祉子ども部 健康・子育て支援室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話番号:0595-63-6970
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県名張市役所 福祉子ども部 健康・子育て支援室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話番号:0595-63-6970

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 健康支援室	福祉子ども部 健康・子育て支援室	事後	機構改革に伴う変更
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年7月27日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	北森 洋司	西嶋 知子	事後	人事異動による変更
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	西嶋 知子	山崎 美穂	事後	人事異動による変更
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月27日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	山崎 美穂	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	(項目なし)	室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年5月21日 時点	事後	時点修正
令和1年6月21日	IV リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年8月法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①各種検(健)診の実施及び結果の管理 ②健康教育・健康相談の実施 ③訪問指導の実施	健康増進法(平成14年8月法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①各種検(健)診の実施及び結果の管理 ②健康教育・健康相談の実施 ③訪問指導の実施 ④PHR(パーソナルヘルスレコード)の活用	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第2の102の2	事前	
令和4年6月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	・接続しない(入手) ・接続しない(提供)	・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	事前	